［項を削る。］

［項を削る。］

3・4　［略］

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。

2～8　［略］

9　探究学習推進専門官は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における探究の過程を通じた学習活動の充実に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

10　［略］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室及び進路指導調査官一人を置く。

2　［略］

3　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びにいじめ・自殺等対策専門官及び児童虐待防止対策専門官それぞれ一人を置く。

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官及び児童虐待防止対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　［略］

6　児童虐待防止対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）の防止のための対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課及び生徒指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び技術者育成振興専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び技術者育成振興専門官それぞれ一人を置く。

2～6　［略］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学振興課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

8　［略］

（国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官それぞれ一人を置く。

2　［略］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するもの（ユネスコ調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

4　ユネスコ調査官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業に関する専門的事項についての調査に関するものを助ける。

3　外国人児童生徒教育専門官は、本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　日本語指導調査官は、海外から帰国した児童及び生徒並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒に対する日本語の指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5・6　［同上］

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2～8　［同上］

［項を加える。］

9　［同上］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室及び進路指導調査官一人を置く。

2　［同上］

3　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びいじめ・自殺等対策専門官一人を置く。

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局並びに特別支援教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官及び児童虐待防止対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　［同上］

［項を加える。］

6　［同上］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び技術者育成振興専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び技術者育成振興専門官それぞれ一人を置く。

2～6　［同上］

［項を加える。］

7　［同上］

（国際戦略企画官及びユネスコ協力官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官及びユネスコ協力官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するものを助ける。

［項を加える。］